

きょうと福祉倶楽部 運営規程

(訪問介護・予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条

この規程は、きょうと福祉倶楽部（以下「当事業所」という。）が設置する指定居宅サービス事業、(予防)訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス、訪問介護の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業の適性・円滑な運営管理を図るとともに、利用者に対する適切な(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1) 当事業所は指定(予防)訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービスにおいて、事業対象者、要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活支援、その他日常生活全般にわたる支援を行うものとする。
- 2) 当事業所は事業の運営にあたって、地域との結びつきを重視し、長岡京市・向日市・大山崎町・島本町・京都市伏見区・西京区および居宅介護支援事業者その他の保健医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 3) 「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1) 当事業者は、指定居宅事業者指定基準(以下「指定基準」という)に基づく適切な(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供を行う。
- 2) 当事業所が(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供するにあたっては、介護福祉士・介護職員基礎研修終了者・訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級・2級、介護職員初任者研修修了者によってこれを行うものとし、第三者への委託は行わない。
- 3) 事業にあたって、利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるように努めるものとする。

(事業の名称等)

第4条

指定(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 きょうと福祉倶楽部
- 2) 所在地 京都府長岡京市天神4丁目7-12

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条

- 1) 管理者：1名 常勤 兼務
- 2) サービス提供責任者：1名 常勤
- 3) 訪問介護職員等の員数：15名(常勤換算2.7名) 登録

訪問介護員等は、訪問介護計画にしたがって指定(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたる。

(サービス提供日・サービス提供時間、および事務所営業日、営業時間)

第6条

当事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- 1) サービス提供日およびサービス提供時間は月曜日から日曜日までの、7時から21時までとする。但し、1月1日から1月3日までと、祝日を除く。なお、上記規程にかかわらず、必要に応じ派遣を行うものとする。
- 2) 事務所の営業日は、月曜から金曜までとし、営業時間は9時から17時までとする。
- 3) 上記の(1)(2)の規程のほか、ヘルパー活動時間は常勤連絡が可能な体制とする。

((予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第7条 (予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする

1) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類の着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭・洗髪
- ⑥ 移動の介助(通院・買い物等)
- ⑦ その他必要な介護

2) 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事等

(利用料等)

第8条

1) 指定(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は長岡京市が定める基準によるものとし、当該指定(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領に該当するときは、利用者から介護保険負担割合証の示すとおり1割～3割を受けるものとする。

2) 法定代理受領を行わない指定(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は長岡京市が定める基準によるものを、利用者またはその扶養義務者から利用者負担額の全額を受けるものとする。

3) 当事業者は利用料のほか通常の事業の実施区域を超える場合の交通費は、公共交通機関の実費を徴収する。

4) 当事業所は前2項の料金の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5) 当事業所は(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に際し、あらかじめ利用者その家族等に対し、利用料ならびにその他の利用料の内容および金額に関して説明を行い、その同意を文章に説明するものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 通常の事業の実施区域は、長岡京市・向日市・大山崎町区域とする。

(緊急時における対処方法)

第10条 訪問介護職員等は訪問介護実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うとともに、管理者に報告する。

(苦情処理)

第11条 提供した(予防)訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスに係わる利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、必要な処置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 1) 研修を適宜実施する
- 2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3) 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附則

この規定は2020年2月6日から施行する。

2024年4月1日 改訂